

はあとぴあ^{そうだん}相談ステーション

じ ぎょう ない よう 事業内容

はあとぴあ^{そうだん}相談ステーションは、^{しづ や く しょうがいしゃ}渋谷区の^{そうごうそうだん}障害者総合相談
^{まどぐち}窓口として、^{そうだん おう}さまざまな相談に応じます。

しょうがいしゃそうだん し えん じ ぎょう 障害者相談支援事業

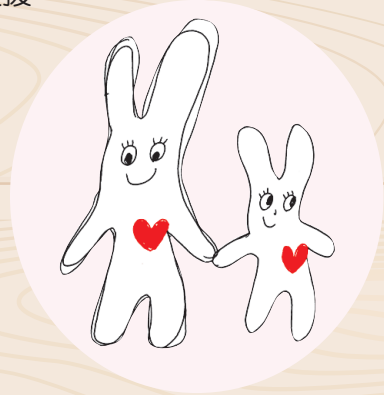
^{ふくし}福祉サービスの^{りようえんじょ}利用援助
^{しゃかい しげん かつよう}社会資源を活用するための^{し えん}支援
^{しゃかいせいかつりよく たか}社会生活力を高めるための^{し えん}支援
^{けんりようご}権利擁護のための^{し えん}支援
^{せんもん き かん しょうかい}専門機関の紹介

しょうがい し えん く ぶん にん てい ちやう さ 障害支援区分認定調査

^{き と ちやう さ}聴き取り調査

していとく てい そうだん し えん じ ぎょう 指定特定相談支援事業

^{とうり ようけいかく さくせい}サービス等利用計画の作成
モニタリング



でん わ
電話：03 (5412) 0053
ファクス
FAX：03 (5412) 2358

イーメール
E-mail：heartpia-soudan@space.ocn.ne.jp

^{りようじかん}利用時間 10：00～18：00 ^{げつようび きんようび}月曜日～金曜日

^{やすみ}休み ^{どようび}土曜日・^{にちようび}日曜日・^{しゅくじつ}祝日・^{ねんまつねんし}年末年始

^{うんえい}(運営) ^{しゃがいふくしほうじん}社会福祉法人 ^{しづ や く しゃがいふくしきやうぎかい}渋谷区社会福祉協議会

しょうがいふくし サービス なが 障害福祉サービス利用の流れ

しょうがいしゃそうごうし えんぽう さだ
※障害者総合支援法に定められたサービスのこと

しょうがいふくし どう そうだん しんせい
障害福祉サービス等の相談・申請

しふ や く しょうがいしゃふくし か
渋谷区障害者福祉課またははあとぴあ相談ステーション等の窓口にご相談してください。利用したいサービスを選んで障害者福祉課に申請します。

き 聴き取り調査

ちやうさ いん りようしゃほんにん しょうがい しゅるいおよ しんしん じやうたい かいご かた じやうきやう き
調査員が利用者本人の障害の種類及び心身の状態や介護をする方の状況などを聴き取る認定調査を行います。

しん さ はんてい
審査・判定

かいごきゅうふ およ きやうどうせいかつえんじよ しんせい かた しふ や く しょうがいし えんく ぶんはんていとうしん さ かい
介護給付及び共同生活援助の申請をした方は、渋谷区障害支援区分判定等審査会による判定が行われ、「障害支援区分」が決められます。訓練等給付の申請をした方については、聴き取り調査の結果を基に障害者福祉課が必要性を判断します。

そうだん し えん じ きやうしよ りようけいやく
相談支援事業所と利用契約

そうだん し えんせんもんいん
相談支援専門員が
サービス等利用計画案を作成

しんせいしゃ どうりようけいあんさくせい いらいつうち とど そうだん
申請者は、「サービス等利用計画案作成依頼通知」が届いたら、はあとぴあ相談ステーション等の指定特定相談支援事業所に連絡し、契約した上で、サービス等利用計画案を作成してもらいます。なお、ご自分で計画案を作成することもできますので、障害者福祉課にご相談してください。できあがった計画案は障害者福祉課に提出します。

どうりようけいあん どうい
サービス等利用計画案の同意

しきゅうけつてい
支給決定

しょうがいしゃふくし か しん さ はんてい どうりようけいあんなど しょうがいふくし
障害者福祉課は、審査・判定とサービス等利用計画案等をもとに、障害福祉サービス等の支給の要否及び支給量を決定します。この際、負担上限月額もあわせて決定します。これらの決定事項を受給者証に記載し、申請者に交付します。

たんとうしゃかいぎ
サービス担当者会議

たんとうそうだん し えんせんもんいん しょうがいふくし どう たんとうしゃ しょうしやう たんとうしゃ
担当相談支援専門員が障害福祉サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催します。

りようけいやく りよう
利用契約とサービス利用

たんとうしゃかいぎ けつ か りようしゃ しきゅうけつてい う かた しょうがいふくし
サービス担当者会議の結果をもとに、利用者（支給決定を受けた方）は、障害福祉サービス等事業者や施設と支給決定の内容に応じた利用契約を結び、サービスを利用します。

モニタリング

いご たんとうそうだん し えんせんもんいん どうりようけいあく ていきでき みなお
以後、担当相談支援専門員とサービス等利用計画の定期的な見直し（モニタリング）を行います。

どうりようけいあく サービス等利用計画 Q&A

どうりようけいあく なん
サービス等利用計画とは何ですか？

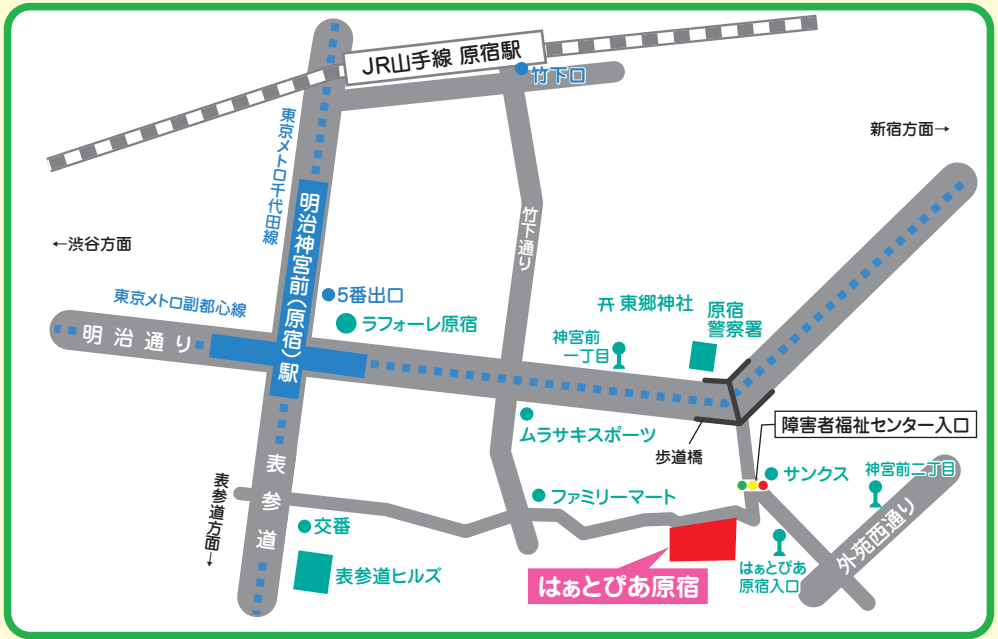
しょうがいふくし しきゅうけつてい
障害福祉サービスの支給決定を受けようとする方が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービスを上手に活用するために作る計画です。

どうりようけいあく つく
サービス等利用計画を作るのに
費用はかかりますか？

けいあく さくせい りようしゃ ふたん
計画の作成に利用者負担はありません。作成する相談支援事業所に、渋谷区から報酬が支払われます。

どうりようけいあく こべつ
「サービス等利用計画」と「個別
支援計画」との違いは何ですか？

どうりようけいあく そうだん し えん
サービス等利用計画は、相談支援事業所が作成する総合プランです。一方、個別支援計画は、サービス提供事業所が、サービスごとに作成する個別プランです。



こうつうあんない

交通案内

JR山手線：「原宿駅竹下口」徒歩約10分

東京メトロ千代田線・副都心線：「明治神宮前駅5番出口」徒歩約7分

ハチ公バス（青色のバス）：「はあとびあ原宿入口」バス停 徒歩約2分

都営バス（池86系統）：「神宮前一丁目」バス停 徒歩約3分

都営バス（黒77系統）：「神宮前二丁目」バス停 徒歩約4分

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前3-18-37

渋谷区障害者福祉センター はあとびあ原宿 1階



まずは、お気軽にお電話ください。

